

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

令和5年10月

埼玉県人事委員会

令和5年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和5年10月19日
埼玉県人事委員会
委員長 池本誠司

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告（意見）及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を3,548円（0.94%）下回る結果となりました。そのため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.50月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは2年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆様にとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

また、人事管理に関しては、複雑多岐にわたる課題への対応が求められる中で、継続的に優秀な人材を確保するため、採用試験制度の不断の見直しが必要になっています。このことを踏まえ、人材の確保、育成及び活用、働き方改革と勤務環境の整備等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様にあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等に述べた内容について、必要な措置を取られるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

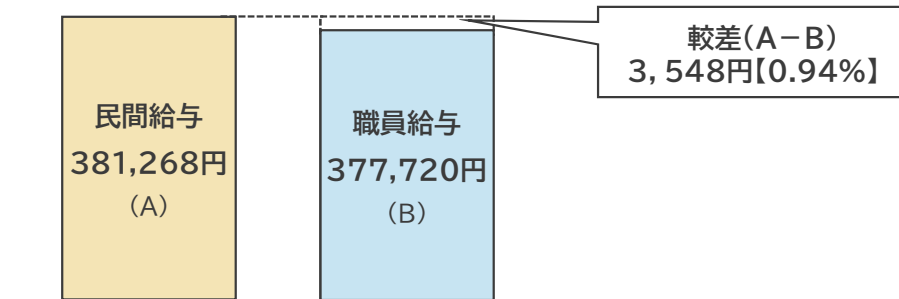
本年の給与勧告の主なポイント

◎月例給を引上げ（平均0.94%引上げ）

◎特別給(ボーナス)を引上げ（4.40月⇒4.50月）

1 月例給

- 本年4月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士を比較(ラスパイレス方式)



- 公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定
(初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ)

職員給与 行政職給料表適用職員8,338人(新規学卒者等を除く。)
平均年齢:41.8歳 平均経験年数:19.4年

民間給与 県内2,291事業所のうち無作為に抽出した474事業所を対象に調査
(調査完了率 82.7%)

2 特別給

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの年間支給割合と職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間の支給月数を比較
- 民間の年間支給割合に見合うように、職員の年間支給月数を引上げ
(年間4.40月→4.50月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分)

(一般職員の場合の支給月数)※+0.10月分を次のように反映

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
令和6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

人事管理に関する報告(意見)

1 人材の確保、育成及び活用

(1) 人材の確保

- 激化する官民の人材獲得競争に対応できるよう、試験制度の不断の見直しを検討するとともに、他都道府県や国の新たな人材確保について調査・研究を行い、効果の高いものは取り入れていくことが必要
- 人材の確保が厳しい技術・免許資格職種については、これまでアプローチしてこなかった大学等の就職説明会への参加や、現在就業している層にも幅広い情報発信が必要

(2) 人材の育成

- 組織として社会、技術、業務内容等の変化に対応できる柔軟性を高めていくため、職員のリスキリングを支援していくことが重要

2 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

- テレワークは、柔軟な働き方の一つとして、育児、介護に携わる職員など、多様な人材の活躍にも資することから、引き続き推進していくべき
- DXのセカンドステップとして業務変革により生み出された時間を、よりよい県民サービスの提供と働き方の質の向上につなげていくことを期待

(2) 仕事と生活の両立支援の推進

- 男性の家事・育児への主体的な参加と共働き・共育ての定着を図るため、男性職員の育児休業取得を促進する環境づくりが必要
- フレックスタイム制のゼロ割振り日を育児介護等職員以外の職員に拡大することについては、国の見直しの動きを参考に検討していくことが必要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- 職員のキャリアや能力、仕事と生活の両立等に関する不安を解消し、主査級昇任試験の受験率を向上させるための取組が必要

(4) 女性職員の活躍の推進

- 女性職員の職域を広げ、より多様な職場で職員の能力を最大限発揮できるようにするための取組が必要
- 意思決定の場において多様性を確保するためにも、引き続き、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組が重要

(3) 総実勤務時間の縮減

- 恒常的な長時間の時間外勤務には、業務量に応じた適切な組織体制や職員配置などによる対応が必要
- 教職員の働き方改革は質の高い教育を提供するため必要であり、定数を充足した上で育児休業等の代替教職員を確保するとともに、教員人材の掘り起こしや確保に一層の努力が必要

(4) 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

- メンタルヘルス対策、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底を図るため、引き続き、職場研修の実施や相談窓口の周知に取り組み、風通しの良い職場づくりに努めることが必要



人委第457号
令和5年10月19日

埼玉県議会議長 立石泰広様
埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県人事委員会

委員長 池本誠司

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
I 公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	1
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	2
(1) 最近の経済情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	4
(1) 月例給	
(2) 特別給	

4	人事院の報告及び勧告における国の改定状況等	5
5	本年の給与改定	5
	(1) 給与改定の基本方針	
	(2) 給与改定の内容	
	ア 給料表	
	イ 初任給調整手当	
	ウ 期末手当・勤勉手当	
II	給与制度の改正等	
1	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	6
2	在宅勤務等手当	6
3	会計年度任用職員	7
III	勧告実施の要請	7
	別紙第2 勧告	8
	別紙第3 人事管理に関する報告（意見）	
I	はじめに	27

Ⅱ 主な課題と具体的方向

- 1 人材の確保、育成及び活用 27
 - (1) 人材の確保
 - (2) 人材の育成
 - (3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底
 - (4) 女性職員の活躍の推進

- 2 働き方改革と勤務環境の整備等 31
 - (1) 柔軟な働き方に資するD Xの更なる推進
 - (2) 仕事と生活の両立支援の推進
 - (3) 総実勤務時間の縮減
 - ア 時間外勤務の縮減と休暇の取得
 - イ 教職員の働き方改革
 - (4) 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々々の経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告及び勧告を行うものである。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和5年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は前年比279人増の54,821人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒80.8%、短大卒5.5%、高校卒13.7%、中学卒0.0%となっており、性別人員構成比は男性58.6%、女性41.4%となっている。

(参考資料第1表)

(2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は8,338人で昨年より64人の減少、平均年齢は41.8歳で昨年よ

り0.2歳の低下、平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は377,720円で昨年より648円の減少となっている。

（参考資料第2表）

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は39.2歳、平均給与月額は397,997円となっている。

（参考資料第3表）

2 民間給与等の調査

(1) 最近の経済情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課、事業所規模30人以上）によると、本年4月の常用労働者（パートタイム労働者を含む。）の所定内給与は、昨年4月と比べて3.6%増加している。

（参考資料第22表）

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて3.2%上昇している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ132,640円、183,160円及び233,690円となっている。また、「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、129,650円となっている。

（参考資料第21表・第22表）

ウ 雇用情勢

「埼玉労働市場ニュース」（埼玉労働局）によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率（いずれも就業地別、季節調整値）は、それぞれ1.17倍（昨年1.10倍）、2.17倍（同1.99倍）となっている。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「令和5年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレス方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,291（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した474の事業所について調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員、医師等の職種の合計76職種、16,615人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、82.7%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第10表)

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で26.2%、高校卒で12.8%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で56.2%（昨年37.3%）、高校卒で54.0%（同46.7%）となっており、昨年と比べてそれぞれ18.9ポイント、7.3ポイント増加している。

(参考資料第13表)

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については59.4%（昨年38.8%）、管理職（課長級）については48.0%（同24.6%）となっており、昨年と比べてそれぞれ20.6ポイント、23.4ポイント増加している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については89.1%（昨年90.1%）、管理職（課長級）については78.7%（同74.4%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ36.4%（昨年26.1%）、28.8%（同19.5%）となっている。

(参考資料第14表・第15表)

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,548円(0.94%)下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$(A - B) / B \times 100$
381,268円	377,720円	3,548円	0.94%

(注) 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.49月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

(参考資料第17表)

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.49月	4.40月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。あわせて、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引上げの動きを反映して、月例給、特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、初任給をはじめ若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げるとともに、特別給についても、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で0.10月分引き上げることとしている。あわせて、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当を引き上げることとしている。また、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設することとしている。

昨年の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に取り組み、令和6年に必要な措置を講ずることとしており、本年は、措置を検討する事項の骨格案を示した。令和6年に向けて、多様で有為な人材の確保をはじめとする現下の人事管理上の重点課題に対応するため、検討作業を進めるとしている。

(参考資料第20表)

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を3,548円(0.94%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給については、基本的な給与である給料月額の改定を行うこととした。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間企業における初任給の動向や、若年層に重点を置く俸給表の改定とした人事院勧告等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他についても引上げ改定を行う。定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の基準給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国の改定状況を踏まえ、支給月額を引上げる。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、0.05月単位で改定を行ってきていることから、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分については、期末手当・勤勉手当に均等に割り振ることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

II 給与制度の改正等

1 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。また、令和6年以降も見据え、公務員の給与水準の在り方についても、分析・研究を進めていくこととしている。本県においても、国の動向等を注視しながら、引き続き検討を行っていく。

2 在宅勤務等手当

本年の人事院勧告では、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新たに設けることとした。

本県においても、今後の国における法の整備の状況や他の都道府県の動向、本県職員の在宅勤務の実態等を踏まえて、適切に対応していく必要がある。

3 会計年度任用職員

会計年度任用職員については、本年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）において、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、勤勉手当を支給できることとなった。また、国においては、常勤職員の給与が改定された場合における非常勤職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努めることとされている。

本県においても、改正法の趣旨や国の取扱い等を踏まえて対応していく必要がある。また、勤勉手当の支給に当たっては、人事評価の結果を適切に反映させることが求められる。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するため、月例給及び特別給を引き上げる内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を309,200円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する支給月額を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、0.6月分）とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	441,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300					
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600					
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900					
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100					
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300					
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600					
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900					
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100					
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300					
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600					
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900					
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100					
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300					
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300						
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600						
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800						
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						

職員の区分	職務の級										
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						
94		295,900	343,600								
95		296,200	344,100								
96		296,600	344,500								
97		296,800	344,700								
98		297,100	345,100								
99		297,500	345,500								
100		297,900	345,800								
101		298,100	346,100								
102		298,400	346,500								
103		298,800	346,900								
104		299,100	347,300								
105		299,300	347,800								
106		299,600	348,200								
107		300,000	348,600								
108		300,300	349,000								
109		300,500	349,500								
110		300,900	349,900								
111		301,300	350,200								
112		301,600	350,500								
113		301,800	351,000								
114		302,000									
115		302,300									
116		302,700									
117		302,900									
118		303,100									
119		303,400									
120		303,700									
121		304,100									
122		304,300									
123		304,600									
124		304,900									
125		305,200									
定年前任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800	

- 備考
1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

公安職 給料表

職員の区分	職務の級									
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000	
2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800	
3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700	
4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	
5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000	
6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600	
7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200	
8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	
9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100	
10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	
11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	
12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	
13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	
14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	
15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	
16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	
17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	
18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200	
19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000	
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000	
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300	
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000	
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	471,700	
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400	
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900	
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700	
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400	
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000	
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900	
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400	
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900	
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800	
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200	
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600	
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900	
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100		
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600		
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300					
	95	303,400	327,200	353,400	385,900					
	96	304,700	328,500	354,800	386,400					
	97	305,800	329,700	356,100	386,800					
	98	307,000	331,000	357,300	387,200					
	99	308,200	332,200	358,400	387,800					
	100	309,400	333,400	359,600	388,300					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円
	101	310,500	334,800	360,700	388,700					
	102	311,500	335,700	361,800	389,200					
	103	312,500	336,700	362,900	389,800					
	104	313,500	337,800	364,000	390,300					
	105	314,300	338,900	365,200	390,600					
	106	314,900	340,000	365,700	391,000					
	107	315,500	341,000	366,300	391,500					
	108	316,100	342,000	366,900	391,800					
	109	316,600	343,200	367,500	392,100					
	110	317,100	344,200	368,000	392,600					
	111	317,500	345,200	368,500	393,100					
	112	318,000	346,100	369,000	393,600					
	113	318,800	347,000	369,400	393,900					
	114	319,500	347,900	369,800	394,400					
	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考
1 この表は、警察官に適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700	441,200	
	75	269,600	321,700	390,300	441,700	
	76	270,600	322,700	391,000	442,200	
	77	271,600	323,800	391,700	442,700	
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考
1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会
が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額）とする。

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
	86		290,700	326,500	347,300				
	87		290,900	326,700	347,600				
	88		291,100	327,000	347,900				
	89		291,500	327,400	348,300				
	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300	351,300				
	99		293,900	330,600	351,700				
	100		294,200	330,900	352,100				
	101		294,500	331,100	352,600				
	102		294,700	331,400	353,000				
	103		294,900	331,800	353,400				
	104		295,200	332,000	353,800				
	105		295,500	332,200	354,300				
	106			332,400					
	107			332,800					
	108			333,000					
	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考
1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ハ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	462,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	462,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	462,800

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	480,000
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	480,500
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	481,000
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	481,500
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	482,000
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	431,000	482,500
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	483,000
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	483,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	484,000
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,000	484,500
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,500	485,000
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	433,000	485,500
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,500	486,000
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	434,000	486,500
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,500	487,000
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	435,000	487,500
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	435,500	488,000
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	436,000	488,500
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	436,500	489,000
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	437,000	489,500
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	437,500	490,000
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	438,000	490,500
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	438,500	491,000
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	439,000	491,500
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	439,500	492,000
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	440,000	492,500
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	440,500	493,000
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	441,000	493,500
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	441,500	494,000
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	442,000	494,500
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	442,500	495,000
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	443,000	495,500
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	443,500	496,000
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,000	444,000	496,500
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,500	444,500	497,000
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	394,800	445,000	497,500
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,100	445,500	498,000
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,500	446,000	498,500
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	395,800	446,500	499,000
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,100	447,000	499,500
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	396,500	447,500	500,000
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	396,800	448,000	500,500
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	397,100	448,500	501,000
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	397,400	449,000	501,500
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	397,700	449,500	502,000
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	398,000	450,000	502,500
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	398,300	450,500	503,000
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	398,600	451,000	503,500
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	398,900	451,500	504,000
	110	294,000	324,600	356,700	375,500	399,200	452,000	504,500
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	399,500	452,500	505,000
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	399,800	453,000	505,500
	113	294,800	325,500	358,200	377,000	400,100	453,500	506,000
	114	295,000	325,900	358,700	377,500	400,400	454,000	506,500
	115	295,300	326,300	359,200	378,000	400,700	454,500	507,000
	116	295,500	326,600	359,600	378,500	401,000	455,000	507,500
	117	295,800	326,800	360,000	379,000	401,300	455,500	508,000
	118	296,100	327,100	360,400	379,500	401,600		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	125	298,300	329,000	363,600				
	126	298,500	329,300					
	127	298,800	329,700					
	128	299,200	329,900					
	129	299,400	330,100					
	130	299,700	330,300					
	131	300,100	330,700					
	132	300,500	330,900					
	133	300,700	331,200					
	134	301,000	331,600					
	135	301,400	332,000					
	136	301,700	332,400					
	137	301,900	332,700					
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

- 備考
1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	3	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	4	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	5	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	6	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	7	192,800	233,200	294,700	353,800	434,000
	8	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	9	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	10	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	11	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	12	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	13	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	14	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	15	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	16	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	17	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	18	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	19	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	20	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	21	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	22	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	23	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	24	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	25	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	26	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	27	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	28	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	29	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	30	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	31	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	32	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	33	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	34	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	35	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
	36	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
	37	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
	38	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
	39	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
	40	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
	41	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
	42	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
	43	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
	44	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
	45	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
	46	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
	47	255,500	315,600	371,900	419,400	483,500
	48	256,700	317,800	373,800	421,000	484,200
	49	258,000	319,900	375,800	422,500	484,900
	50	259,100	322,000	377,600	424,200	485,500
	51	260,300	323,500	379,400	425,700	486,200
	52	261,600	325,000	381,100	427,300	486,900
	53	262,600	326,500	382,700	428,900	487,600

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員		円	円	円	円	円
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	488,200
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	488,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	489,600
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	490,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	490,900
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200	452,700	
	79	286,100	369,300	413,500	453,200	
	80	287,000	370,900	414,900	453,700	
	81	287,800	372,300	416,200	454,200	
	82	288,900	373,800	417,400	454,800	
	83	289,900	375,200	418,400	455,300	
	84	290,900	376,500	419,600	455,800	
	85	291,900	377,600	420,800	456,300	
	86	292,900	379,000	422,000	456,900	
	87	293,900	380,400	423,200	457,400	
	88	294,900	381,700	424,200	457,900	
	89	296,000	382,900	425,300	458,400	
	90	297,100	384,200	426,300	459,000	
	91	298,200	385,300	427,300	459,500	
	92	299,200	386,500	428,300	460,000	
	93	299,700	387,700	429,200	460,500	
	94	300,700	388,800	430,000	461,100	
	95	301,800	390,000	430,800	461,600	
	96	303,000	391,200	431,600	462,100	
	97	304,000	392,600	432,400	462,600	
	98	305,100	393,600	432,800	463,200	
	99	306,100	394,600	433,200	463,700	
	100	307,100	395,600	433,600	464,200	
	101	307,900	396,500	434,000	464,700	
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
	116	317,900	409,100	437,900		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	
	117	318,400	409,700	438,100			
	118	318,900	410,200				
	119	319,300	410,600				
	120	319,800	411,000				
	121	320,300	411,300				
	122	320,700	411,600				
	123	321,200	411,900				
	124	321,700	412,100				
	125	322,300	412,300				
	126	322,600	412,600				
	127	322,900	412,900				
	128	323,200	413,100				
	129	323,400	413,300				
	130	323,700	413,600				
	131	324,000	413,900				
	132	324,300	414,100				
	133	324,500	414,300				
	134	324,700	414,600				
	135	324,900	414,900				
	136	325,200	415,100				
	137	325,500	415,300				
	138	325,700	415,600				
	139	326,000	415,900				
	140	326,300	416,100				
	141	326,500	416,300				
	142	326,700	416,600				
	143	327,000	416,900				
	144	327,200	417,100				
	145	327,500	417,300				
	146	327,700	417,600				
	147	328,000	417,900				
	148	328,300	418,100				
	149	328,500	418,300				
	150	328,700					
	151	329,000					
	152	329,300					
	153	329,500					
	定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
			円	円	円	円	円
			235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ロ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	411,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	459,000
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	459,500
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	460,000

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	
	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900	423,800	
	95	297,000	370,100	412,200	424,100	
	96	297,700	371,200	412,500	424,300	
	97	298,400	372,200	412,700	424,500	
	98	299,200	373,200	413,000	424,800	
	99	300,000	374,200	413,300	425,100	
	100	300,700	375,100	413,500	425,300	
	101	301,400	375,900	413,700	425,500	
	102	301,800	376,900	414,000	425,800	
	103	302,200	377,800	414,300	426,100	
	104	302,600	378,700	414,500	426,300	
	105	302,800	379,500	414,700	426,500	
	106	303,100	380,400	415,000	426,800	
	107	303,400	381,300	415,300	427,100	
	108	303,600	382,200	415,500	427,300	
	109	303,800	383,000	415,700	427,500	
	110	304,000	384,000	416,000	427,800	
	111	304,300	384,900	416,300	428,100	
	112	304,600	385,800	416,500	428,300	
	113	304,800	386,400	416,700	428,500	
	114	305,000	387,300	417,000	428,800	
	115	305,200	388,200	417,300	429,100	
	116	305,500	389,100	417,500	429,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	305,800	389,900	417,700	429,500	
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
	86		290,700	326,500	347,300	
	87		290,900	326,700	347,600	
	88		291,100	327,000	347,900	
	89		291,500	327,400	348,300	
	90		291,700	327,800	348,600	
	91		291,900	328,200	349,000	
	92		292,100	328,600	349,300	
	93		292,500	328,900	349,700	
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		
102		294,700	331,400	353,000		
103		294,900	331,800	353,400		
104		295,200	332,000	353,800		
105		295,500	332,200	354,300		
106			332,400			
107			332,800			
108			333,000			
109			333,200			
110			333,600			
111			334,000			
112			334,400			
113			334,600			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

事務職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
	94		295,900	343,600			
	95		296,200	344,100			
	96		296,600	344,500			
	97		296,800	344,700			
	98		297,100	345,100			
	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第5条第2項の給料表

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第3

第4条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

人事管理に関する報告（意見）

I はじめに

現在、本県は、急激な人口減少・高齢化や自然災害の激甚化・頻発化など様々な課題に直面している。こうした課題に立ち向かい、質の高い行政サービスを県民に提供し続けるためには、継続的に優秀な人材を確保し、組織の活力を維持し続けなければならない。しかしながら、近年、官民での人材獲得競争がし烈になり、本県職員採用試験の申込者数も減少傾向にあるなど、公務における人材の確保は厳しい状況にある。

本県の抱える課題に適切に対応するためには、職員一人一人を育成し、組織としての能力を高めていくことも必要である。管理職登用も含めた女性職員の活躍の推進や、職務遂行に当たって必要となる能力を新たに獲得していくリスキリングはより一層重要なものとなってくる。

職員がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十分に発揮できるように、働きやすい環境を整えることは、一人一人のパフォーマンスを最大限に引き出すだけでなく、ひいては県庁全体の事業体としての魅力を高め、さらに優秀な人材を惹きつける好循環を生み出すことが期待できる。

このような状況を踏まえ、本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について次のとおり報告し、意見を述べるものである。

II 主な課題と具体的方向

1 人材の確保、育成及び活用

(1) 人材の確保

本県は、超少子高齢化、それに伴う労働人口の縮小と経済の持続的な発展への圧力、さらには自然災害の激甚化・頻発化等の課題を抱えている。また、コロナ禍を経て、先端技術の発達とともにデジタル社会が実現しつつあり、行政運営においてもデジタル化への対応の必要性が大きく高まっている。このような変革期に対応するには、従来の発想にとらわれずに新たな課題にチャレンジする人材や、複雑で多岐にわたる課題に柔軟に対応できるよう多様な経験やスキルを持つ様々な人材層が求められ、それらの人材層をいかに確保するかが大きな課題である。

本県の採用試験は、官民での人材獲得競争が激化する中で受験者数の減少傾向が続いており、人材の確保は厳しい状況になりつつある。とりわけ設備・総合土木・建築などの技術系職種や免許資格職種の一部

ではその傾向が顕著である。さらには、今後、新卒者など受験対象年齢群の減少が顕在化することが見込まれる。

これらを踏まえ、令和5年度は、上級試験及び経験者職員採用試験で「一般行政（DX）」の試験職種を新設し、また、経験者職員採用試験の技術系職種等で教養試験を廃止、資格加点制度を設けるなど、より受験しやすい試験制度に見直しを行った。令和6年度からは、上級試験、初級試験及び免許資格職試験の行政職以外の職種でも教養試験を廃止し、受験者数の増加につなげていく。今後も、こうした見直しの効果検証を行いながら、一般行政職も含めた試験制度の不断の見直しを検討していく必要がある。

多様な人材の確保に当たっては、本県は、経験者職員採用試験や就職氷河期世代を対象とした職員採用選考などを実施している。経験者職員採用試験においては、受験しやすい試験制度とするとともに、様々な分野での経験や知見を有する多様な民間人材を確保する視点での見直しが必要である。

また、令和5年度に新設した試験職種の「一般行政（DX）」は、一般行政職でありながらも、DXに係る専門性の高い業務を担うことを想定したものであり、特定分野での専門性が高い人材を確保できる試験制度である。他の都道府県においては、専門人材採用や地域限定採用などの多様な試験制度のほか、同一職種でも教養試験・専門試験に代えて民間企業等で多く使われている基礎能力検査を行う別枠を設けたり、試験実施時期や回数を見直すなど複線型の試験制度を設ける動きもある。また、国においては基礎能力試験の出題数を削減するなど試験問題の見直しが行われる。本県においても、新たな視点での人材確保について調査・研究を行い、効果の高いものは取り入れていくことが必要である。

受験者確保のためには、試験制度の見直しと合わせて、情報発信を強化していくことが求められる。本委員会では、任命権者と連携して、県職員の仕事の内容やその魅力を分かりやすく発信してきた。令和4年度には、県職員と1対1で気軽に相談ができる個別相談会の開催や、職員採用パンフレットの刷新などを行った。令和5年度は、人材の確保が厳しい状況となっている技術系職種向けのパンフレット刷新や、動画による職員のワークスタイルの発信などを新たに行っている。

今後は、若年層が就職活動期に多く活用するSNSや動画配信などによる情報発信を強化し、仕事の内容やその魅力をより分かりやすく発信するなど、多くの方に埼玉県職員を目指してもらえるよう取り組んでいかなければならない。特に、人材の確保が厳しい職種については、本委員会としても、任命権者と連携して、これまでアプローチしてこなかった大学等にも働き掛けて就職説明会に参加することや、現在就業している層にも周知を行うことなどにより、幅広く情報発信していくことが必要である。さらに、就職活動を始める前の段階である大学1、2年生などに対しても、任命権者と連携して現場見学会やインターンシップ等を実施し、より多くの方に県職員の仕事を知ってもらい、志望の動機付けを図るなど採用につながる取組を積極的に進めていく必要がある。

このように、人材の確保は、試験制度の見直しと情報発信を両輪で進めていくことが必要である。本委員会は、任命権者と連携して、これら人材確保の取組を推進していく。

また、現在、職員の定年引上げを段階的に行っているが、この間も、中長期的な視点で安定的な県政運営を進めていくため、必要な規模の新規採用を計画的に行っていくことを引き続き任命権者に求める。

(2) 人材の育成

急速な少子高齢化や多様性の尊重など、社会情勢の変化に適切に対応していくためには、職員一人一人の能力開発を進め、ワンチームとして高い組織力を備えることが重要である。

任命権者においては、テレワーク推進によるコミュニケーションの形が変化する中であっても、上司や経験豊富な職員による若手・中堅職員への積極的なOJTを行うことのほか、彩の国さいたまづくり広域連合が実施する職員研修などを通じて、人材の育成を効果的かつ的確に行うことが求められる。

また、DXの推進に向け、職員のICTリテラシーの向上とともに、日々進展するデジタル技術等を学び続け、自身の業務をより効率的・効果的なものに変革しようとする高い意欲を持たせることが必要となる。そのため、令和4年度に策定された埼玉県デジタル人材育成研修実施方針に沿って、デジタル人材を育成するための研修等を計画的に行っていくことが必要である。

デジタル人材の育成も含め、職員の多様な能力獲得を促進し、その能力を活用していくことで、組織として社会、技術、業務内容等の変化に対応できる柔軟性を高めていく必要がある。そのため、職員には、大幅な変化に適応できるよう必要なスキルを獲得していくことが求められる。任命権者においては、こうしたリスクリングの必要性を認識し、全庁を挙げてリスクリングを支援していくことが重要である。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

効率的な県政運営のためには、職員一人一人の意欲と能力の向上を図っていくことが重要である。地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、人事評価を適切に実施し、職員が職務を通じて発揮した意欲や能力、実績等を的確に把握、評価することを要請している。

人事評価制度は、任用や給与をはじめとした人事管理の基礎となるものである。任命権者により定着度に差はあるが、定年前再任用短時間勤務職員等を含めた職員に対する制度について、法の趣旨に沿って適切に運用する必要がある。

本委員会が実施する主査級昇任試験については、将来の県政の中核を担う人材を選考するとともに、受験者にとっても自身のキャリアを考えるきっかけとなる重要な試験である。しかし、近年、受験率は低下傾向にあり、その理由の一つとして、職員から自身のキャリアや能力、仕事と生活の両立等に関する不安

の声がある。それらの不安を解消し、受験率を向上させるため、本委員会と任命権者は連携して、職員の受験意欲の向上と受験しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

本委員会では、職員が抱えている試験や昇任への不安等を軽減するため、身近な先輩職員の体験談や試験対策に役立つ情報の発信等に引き続き取り組んでいく。令和5年度は新たに、試験に向けた勉強方法や主査級昇任後の感想などを聴くことができる先輩職員による座談会の配信のほか、個人が抱える個別の疑問を先輩職員に直接相談できる個別相談会を行ったところである。あわせて、子育て等で休日の受験が難しい職員が受験しやすいように第一次試験の実施日を平日に移行した。また、任命権者においては、引き続き、職員の昇任への不安を払拭することができるよう、昇任した職員が働きやすい職場づくりやキャリアデザイン研修、多様なロールモデルの紹介、コンシェルジュ制度等の実施を推進していくことが重要である。加えて、職員が受験機会を逸することがないように、受験要件となる研修科目の計画的な受講を促していくことが必要である。

今後も、より多くの職員が自身のライフプランに合ったキャリア形成を前向きに考え、主査級昇任試験に挑戦し、将来の県政の中核を担う人材となるよう、本委員会は引き続き任命権者と連携して取り組んでいく。

(4) 女性職員の活躍の推進

変革期において組織の多様性が求められる中、昨年の人事管理に関する報告では「誰もが活躍できる職場づくり」として、女性職員、高齢層職員、障害のある職員、会計年度任用職員の活躍等について取り上げ、また、性の多様性についても触れたところである。とりわけ女性職員の活躍の推進については、その職域を広げ、より多様な職場で職員の能力を最大限に発揮できるようにするための取組が必要である。意思決定の場において多様性を確保するためにも、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組を引き続き実施していくことが重要である。

一方で、女性職員の主査級昇任試験受験率は5割を下回っており、女性職員の管理職登用を促進するためには受験率の向上を図ることが必要である。前述した、本委員会が取り組んでいる主査級昇任試験の受験意欲の向上と受験しやすい環境づくりのほか、知事部局等においては、キャリアデザイン研修の実施や多様なロールモデルの紹介、コンシェルジュ制度の実施など、女性職員のキャリア形成や一層の活躍に向けた支援に取り組んでいるところである。

また、男女を問わず、職員の意欲や適性を踏まえ、仕事と生活の両立を支援するなど働きやすい職場づくりを進めることは、県庁全体のパフォーマンスを向上させ、昇任への不安の払拭と受験意欲の向上につながる。そのため、テレワークの推進や男性の育児休業取得の促進などの働き方改革と勤務環境の整備等

を一層推進することが重要である。

今後も、任命権者と連携して、女性職員の活躍推進に取り組んでいく。

2 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

職員一人一人が能力を発揮し、年齢や性別などに関わりなく誰もが活躍できる職場づくりをしていく上で、全ての職員が働きやすいよう、柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

テレワークは、柔軟な働き方の一つとして、本県でも知事部局等で活用され、育児、介護に携わる職員等、多様な人材の活躍にも資することから、引き続き推進していくべきである。人事院は、国家公務員のテレワークに関して、本年の「公務員人事管理に関する報告」に「テレワークガイドラインの策定等」と題した項目を設け、その中で、テレワークの特性を活かし、より浸透・定着させていくため、適正かつ公平な運用が確保されるよう統一的な基準を示していく必要性を挙げている。本県においても、職場のコミュニケーション等に留意したテレワークの実施に係る適切なマネジメントや運用ルールの確保の方策について、国や他の都道府県における状況等を注視するとともに、対応を検討していく必要がある。

働き方改革のためには、日常業務において無駄を省くことを常に意識して、業務の効率化に取り組むことが不可欠である。

DXの取組も業務効率化の一つの手段として推進してきた。近年は、ペーパーレス化やRPA等のデジタル技術の導入を進めてきた。令和5年度は、ノーコードツールを導入し、生成AIの業務利用も始まった。DXのセカンドステップとして業務プロセスの変革を進めることにより生み出された時間を、高齢化社会にあって現場で県民と対話しながら丁寧に対応すべき仕事や時代の変化に応じて人間にしかできない創造的な仕事に振り向けることで、よりよい県民サービスの提供と働き方の質の向上につなげていくことを期待する。

(2) 仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立支援は、職員のWell-beingの実現を図り、組織パフォーマンスを向上させるだけでなく、優秀な人材を確保する上でも重要である。

男性職員の育児休業取得率は、知事部局では、令和3年度に50%を超え、令和4年度には57.3%に達しているが、国は「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で、国・地方の男性公務員（一般職・一般行政部門常勤）の育児休業取得率について、「令和7年までに30%」の現行目標を、「令和7年までに1週間以上の取得率を85%」及び「令和12年までに2週間以上の取得率を85%」へと大幅に引き

上げた。男性の家事・育児への主体的な参加と共働き・共育での定着を図るため、男性職員の育児休業取得を促進することは、本県でも同様に取り組んでいくべき課題である。合理的根拠のない性別役割分担意識を排するなどの職員の意識改革を図りながら、引き続き、任命権者においては、育児休業に伴う代替職員の配置等を行い、安心して希望する期間の育児休業が取得できる環境づくりを進めることが求められる。

また、仕事と介護との両立は当事者にとっては切実な問題となるが、介護ステージの変化に応じて介護休暇等の制度を活用して働き続けることができる。職場においては、引き続き、こうした制度の周知を図るとともに、職員に対する理解とサポートの取組が求められる。

なお、人事院は、本年の「公務員人事管理に関する報告」の中で、国家公務員のフレックスタイム制について、現行では、子の養育又は配偶者等の介護をする職員等（以下「育児介護等職員」という。）に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（以下「ゼロ割振り日」という。）を設定することができることとしたところ、その措置の対象を育児介護等職員以外の職員にも拡大する等の見直しを図り、令和7年4月から実施することが適切であるとする報告を行い、併せて勧告を行った。その理由として、平日に勤務しない日を設けるニーズは、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的なキャリア形成のための学び等、育児介護以外にも存在すると考えられ、これらのニーズに対応できる勤務環境を提供していく必要等があると述べている。本県においても、既に知事部局等で、育児介護等職員は、フレックスタイム制を活用して、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度にゼロ割振り日を設定することができることとされている。任命権者においては、ゼロ割振り日の設定が可能な措置を育児介護等職員以外の職員にも拡大すること等について、職場の実情等も踏まえて、国におけるフレックスタイム制の見直しの動きを参考に検討していく必要がある。

また、人事院は、勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保する等の観点から、各省庁の長の勤務間のインターバル確保に努める責務を明確にすることが適当であるとする報告を行った。本県においては、既に知事部局等で勤務間インターバルを導入しているが、国における勤務間インターバルの確保に向けた動きを注視していく必要がある。

(3) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務の縮減と休暇の取得

令和4年度の県職員一人当たりの時間外勤務は月平均17.1時間であり、令和3年度の17.6時間と比べて減少した。職員は、新たな行政需要や県政の重要課題に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、鳥インフルエンザ対策などの非常時の業務には、部局の枠を越えて対応している。

時間外勤務縮減のためには、所属長等による適切なマネジメントとともに、事務事業の見直し等を進

めていかなければならない。それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、時間外勤務に係る上限規制の趣旨を踏まえ、業務量に応じた適切な組織体制や職員配置などにより対応する必要がある。

令和4年における県職員の年次休暇の平均使用日数は12.7日であり、令和3年の11.2日と比べて増加した。

休暇の取得は、心身の健康の回復と、仕事と生活の両立につながるとともに、意欲の向上、ひいては公務能率の向上をもたらすものであるから、計画的な休暇の取得促進など、引き続き休暇を取得しやすい環境づくりが求められる。

イ 教職員の働き方改革

近年、長時間労働の是正等、学校における働き方の見直しは全国的に注目されている。

県教育委員会においても、「学校における働き方改革基本方針」（令和4年4月改定）により、時間外在校等時間が月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%にすることを目標として、取組が進められている。

県立学校における令和4年度の教員の時間外在校等時間の状況については、年360時間以内の割合は全教員の60.1%で、令和3年度の58.8%から1.3ポイント増加し、わずかながら改善が見られる。前述の基本方針の計画期間は来年度までであり、業務負担をデジタル化等により軽減することや、好事例を他校へも横展開する等の支援を推し進め、部活動の在り方も含めた業務の見直しを加速化していくことが求められる。

また、近年、教員の採用選考試験の倍率が低い傾向にあり、その原因は複合的とも言われるが、一つには長時間労働が懸念されている可能性があることから、働き方改革は極めて重要である。一人でも多くの優秀な教員を確保し質の高い教育を提供するためにも、公立小中学校においても働きやすい環境が整えられるよう、県教育委員会は引き続き市町村教育委員会と連携して取り組んでいく必要がある。

なお、学校における働き方改革の推進は、育児休業等の取得促進にもつながることから、教職員定数を充足した上で、育児休業等の代替教職員の確保が必要となる。県教育委員会では、教員免許保持者向けのペーパーティーチャーセミナーや、大学生向けの彩の国かがやき教師塾、民間企業等からの転職者向けのセカンドキャリア特別選考等、教員人材の掘り起こしや確保を図る新たな取組が進められているが、一層の努力が求められる。教員不足は広く全国的な課題となっており、今後の国における教員の働き方や給与面に係る見直し等の動向を注視しつつ、引き続き、対応策を講じていくことが求められる。

(4) 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

近年、休職者のうち精神疾患を原因とする職員の占める割合の高い状況が続いている。任命権者において引き続きメンタルヘルス対策を中心に職員の健康の保持・増進に取り組んでいかなければならない。職員の執務環境、特に室温の管理などに対しても、感染症対策のための換気の確保や猛暑日の増加等といった点も考慮し、適切な注意が払われる必要がある。

次に、本委員会が受け付けた職員からの苦情相談においては、パワーハラスメントなどの人間関係に関する相談が他の事由によるものよりも多い傾向が近年続いている。各種のハラスメントは行為者の自覚なく行われるケースも多いため、組織全体の課題として迅速かつ適切に対処がなされるよう、引き続き、職場研修により、どういった行為がハラスメントに当たりうるかといった認識の共有や相談窓口の周知等に取り組み、ハラスメントのない、風通しの良い職場づくりに努めなければならない。

最後に、任命権者においては、引き続き不祥事防止に向けた公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図ることが重要である。職員は、県民全体の奉仕者であり、県民からの信頼に応えるため、高い倫理感、使命感を持って行動すべきことを改めて深く自覚しなければならない。

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

参 考 資 料

令和5年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第 1 職員の給与

令和 5 年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	3
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	4
第 3 表 給料表別平均給与月額等	5
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	6
その 2 公安職給料表	7
その 3 研究職給料表	9
その 4 医療職給料表(1)	9
その 5 医療職給料表(2)	10
その 6 医療職給料表(3)	11
その 7 教育職給料表(1)	12
その 8 教育職給料表(2)	13
その 9 学校栄養職給料表	14
その 10 事務職給料表	15
第 5 表 扶養手当の支給状況	17
第 6 表 住居手当の支給状況	17
第 7 表 管理職手当の支給状況	18
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	18

第9表	暫定再任用職員の給料表別・級別人員	
その1	フルタイム勤務職員	19
その2	短時間勤務職員	20
第2	民間の給与等	
令和5年職	種別民間給与実態調査の概要	21
第10表	産業別・企業規模別調査事業所数	23
第11表	職種別・学歴別・企業規模別初任給	24
第12表	職種別にみた給与額等	
その1	職員給与と民間給与との比較職種	25
その2	その他の職種	28
第13表	初任給の改定状況	32
第14表	給与改定の状況	32
第15表	定期昇給の実施状況	33
第16表	家族手当の支給状況	33
第17表	特別給の支給状況	34
第18表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	34
第19表	在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	35
第3	人事院勧告	
第20表	人事院による報告及び勧告の概要	36
第4	標準生計費	
標準生計費	の算定方法（令和5年4月）	39
第21表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）	41
第5	労働経済指標	
第22表	労働経済指標	42

第1 職員の給与

令和5年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和5年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、令和5年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

令和5年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

令和5年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

(参考) 各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,580	80.7	6.7	12.6	0.0	62.2	37.8
公安職給料表	11,656	43.4	5.8	50.8	—	87.5	12.5
研究職給料表	304	96.4	1.6	2.0	—	74.3	25.7
医療職給料表(1)	52	100.0	—	—	—	73.1	26.9
医療職給料表(2)	338	89.1	10.6	0.3	—	34.3	65.7
医療職給料表(3)	247	57.9	41.7	0.4	—	12.6	87.4
教育職給料表(1)	10,018	95.8	2.5	1.7	—	55.8	44.2
教育職給料表(2)	22,601	94.7	5.3	—	—	44.8	55.2
学校栄養職給料表	48	35.4	64.6	—	—	4.2	95.8
事務職給料表	976	54.2	14.0	31.8	—	45.2	54.8
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,821	80.8	5.5	13.7	0.0	58.6	41.4

(注) 暫定再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分 給与種目	令和5年4月	令和4年4月
	円	円
給 料	326,669	327,325
扶 養 手 当	6,901	7,063
地 域 手 当	28,730	28,792
住 居 手 当	6,484	6,347
管 理 職 手 当	8,929	8,837
そ の 他 の 手 当	7	4
平均給与月額	377,720	378,368

職 員 数	8,338 人	8,402 人
平 均 年 齢	41.8 歳	42.0 歳
平 均 経 験 年 数	19.4 年	19.6 年

- (注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。
 2 給料には、給料の調整額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他の手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,580	41.3	18.9	322,991	6,707	28,380	6,402	8,677	7	373,164
公安職	11,656	38.1	17.3	337,279	11,740	29,353	4,929	1,786	100	385,187
研究職	304	42.4	19.1	361,303	9,502	31,909	7,815	9,709	0	420,238
医療職(1)	52	43.6	19.0	447,726	7,183	78,765	11,029	37,377	247,375	829,455
医療職(2)	338	40.5	17.1	329,199	5,361	28,368	6,396	4,189	0	373,513
医療職(3)	247	41.2	17.8	330,734	3,787	28,133	5,496	1,882	0	370,032
教育職(1)	10,018	40.5	17.9	367,432	6,721	31,497	7,400	2,550	7,365	422,965
教育職(2)	22,601	38.3	15.6	350,637	6,069	30,239	6,873	5,767	5,103	404,688
学校栄養職	48	43.4	22.1	350,864	2,458	29,367	4,500	0	0	387,189
事務職	976	38.1	16.5	305,339	5,343	25,877	7,291	0	0	343,850
特定任期付職員	1									
全給料表	54,821	39.2	17.0	345,669	7,483	29,946	6,487	4,705	3,707	397,997

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1		1								5
2										1
3							1			6
4										
5										1
6										
7										1
8										
9	11		1				1			1
10										
11		189								
12		8								
13	8	22							3	
14	1	11							6	
15	2	159	2	1					3	
16		15							1	
17	15	38	15							
18		19	5	2						
19	6	183	168	6				1	1	
20		22	22	4						
21	16	41	42	7				1		
22	1	9	24	6				1		
23	5	44	84	7						
24	1	29	60	3						
25	21	181	53	9				5		
26		21	30	14				4		
27	7	51	90	14				4		
28	1	28	67	4			1	10		
29	220	167	81	17			4	13		
30	2	25	39	8			5	6		
31	11	43	54	15			29	12		
32	11	27	53	10	1		15	7		
33	215	17	61	11			9			
34	6	8	42	15	1		39	4		
35	20	12	56	22	1		17	3		
36	7	6	42	19	3		11	1		
37	250	11	32	21	2		23			
38	9	10	31	11	2		15			
39	26	19	46	17	3		8			
40	10	2	31	19	3		24	1		
41	9	5	34	19	1		10			
42	4	3	22	11	5		6	1		
43	3	7	24	18	3		24			
44	2	10	21	9	2		9			
45	11	1	35	18	12		5			
46	1	2	25	14	6		11			
47	2	11	31	20	8	1	3			
48	2		20	13	6	2	5			
49	2	2	27	14	7	2	8			
50			17	15	9	5	1			
51		3	21	22	9	33	2			
52	2		8	9	11	29	12			

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
53	3	1	20	13	10	73	1			
54	1	1	12	17	11	50	3			
55	1	1	10	20	10	42	3			
56		2	10	18	19	33	1			
57	2	1	13	17	7	22	2			
58	1		10	10	10	28	5			
59		4	11	13	9	62				
60		1	7	16	14	26	1			
61	2	2	8	21	22	26	43			
62		1	10	12	11	22				
63	1		12	15	4	39				
64	2	1	7	15	9	26				
65	1		11	9	13	12				
66			8	17	3	14				
67	2		7	11	14	18				
68	2		8	11	4	14				
69	1	2	11	8	14	16				
70	1		7	15	13	4				
71		1	11	17	8	19				
72	1		7	5	12	7				
73	3		12	14	12	7				
74	1		5	15	20	12				
75	2		4	16	61	7				
76	1		7	17	31	8				
77	1		10	14	21	7				
78	3		5	13	20	1				
79	2		15	25	53	3				
80	1		4	14	20					
81			6	33	19	4				
82			9	19	16	3				
83	1		12	44	14	1				
84	2		6	33	18	1				
85			8	42	16	73				
86			5	33	14					
87	1		11	42	14					
88			5	34	16					
89	1		12	38	7					
90			11	26	14					
91			13	54	5					
92			7	49	6					
93	10		7	869	93					
94			2							
95			5							
96			10							
97			9							
98		1	1							
99			6							
100			2							
101			6							
102			1							
103			2							
104			2							
105			1							
106			1							
107			3							
108										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110										
111			2							
112										
113			3							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
人員計	人 970	人 1,482	人 1,946	人 2,168	人 802	人 752	人 357	人 74	人 14	人 15
平均 給料月額	円 202,242	円 237,816	円 296,054	円 374,160	円 391,628	円 410,471	円 440,842	円 466,455	円 505,330	円 535,983
人員総計	人 8,580	平均 給料月額 円 322,342								

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第4表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表(警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5				1					
6									
7									
8									
9									
10				1				1	
11									
12									
13	67		1						
14	14								
15	69	5							
16	39	16							
17	53	252	3	1					
18	9	2						1	
19	23	29	32						
20	12	31							
21	129	217	31						
22	7	10	8						
23	26	36	160						
24	4	17	3						
25	2	247	58	3	1				
26	5	10	29		1				
27	8	45	150	4	2				
28	2	16	12	2					
29	3	153	102	66	9				
30	2	18	17	10	2				
31	1	33	121	40	4	2			3
32	2	15	19	13	6				10
33	6	40	105	62	20	1			8
34	3	20	24	8	3				6
35	1	26	127	56	13	2			7
36	2	12	21	27	3	2			4
37	5	18	123	89	21	2			1
38	2	8	25	19	5	1	1		6
39		11	129	62	22	3	2		
40		8	34	22	9	1			2
41	1	8	111	98	35	2			1
42		7	22	28	11	4	1	1	
43		6	128	77	31	2	2		1
44		5	28	21	15	2		3	3
45	1	10	67	87	34	5	1	5	5
46		3	22	28	12	2		5	
47	1	5	60	101	40	4	2	21	
48	1	4	19	28	12	5		3	
49		5	40	98	35	5	6	8	
50	1	2	24	37	23	2	4	8	
51		2	59	97	59	3	3	9	
52		1	25	33	20	3	3	4	
53		6	35	109	44	6	16	11	
54		4	24	40	26		12	7	
55	1	2	38	100	47	6	31	7	
56		1	13	42	31	6	10	3	

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
57				19	126	52	13	20	8	
58			1	14	53	28	4	11	6	
59				31	114	51	9	18	4	
60				14	43	25	3	20	4	
61			1	33	118	49	4	19	34	
62	1			11	33	30	2	6		
63		1		36	102	30	8	11		
64				5	47	23	5	14		
65			1	23	94	36	6	10		
66				15	41	22	3	7		
67				28	75	31	3	15		
68				9	51	28	6	5		
69				31	94	49	5	11		
70				14	42	36	7	8		
71				25	86	38	4	13		
72				11	38	23	7	12		
73				3	74	84	3	11		
74				2	46	28	9	4		
75				1	60	35	14	8		
76				2	55	26	8	5		
77				3	76	51	7	7		
78				2	29	31	17	5		
79				1	69	41	7	9		
80					53	25	6	6		
81				1	57	33	7	7		
82				1	45	22	9	2		
83				2	56	31	113	4		
84					30	20	13	3		
85					60	27	13	51		
86					34	17	4			
87					35	25	14			
88					21	26	8			
89					29	24	12			
90				1	31	11	7			
91					43	23	8			
92					21	23	3			
93					27	162	28			
94					23					
95					23					
96					21					
97					23					
98					16					
99					25					
100					14					
101					18					
102					16					
103					18					
104					16					
105					31					
106					9					
107			1		26					
108					8					
109					10					
110					9					
111					29					
112					17					

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
113						18				
114						6				
115						31				
116						9				
117						15				
118						14				
119						26				
120						13				
121						21				
122						18				
123						15				
124						24				
125						207				
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計		人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均		円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	211,075	240,111	278,935	358,246	406,279	425,265	442,155	459,013	479,680	
人員総計	11,656	平均	給料月額	337,254						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7		1			
8					
9		5			
10					
11			6		
12					
13		5	3		
14					
15			5		
16			1		
17		7	3		
18		1			
19			1		
20		1	2		
21		6	4		
22					
23		2			
24			1		
25		8	2		
26					
27			3		1
28			1		
29		8	1		
30		1	1		
31		3	3		
32			1		1
33		3			
34		1	1		
35		5	2		
36			2		
37		4	3		
38			4		
39					
40		1			
41		1	3		
42			1		
43			3		
44		1	1		
45		1	2		
46			1		
47			3	7	
48			1	3	
49			2		
50			1		
51			1	13	
52			3		
53		1	2	2	
54			1		
55		2		10	
56			2		
57			2		
58				1	
59			2	7	
60			3	1	
61				4	
62			3	2	
63				1	
64				3	
人員計	人 0	人 69	人 176	人 57	人 2
平均 給料月額	円 0	円 261,019	円 377,085	円 430,167	円 469,613
人員総計	人 304	平均 給料月額	円 361,303		

その4 医療職給料表(1)（病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	3	1		
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28	1			
29	3			
30				
31		1		
32		1		
33	2			
34				
35	1	1		1
36		1		
37		1		
38				
39		1		
40				
41	1	1		
42				
43	1		1	1
44				
45				2
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			1	
54				
55				
56				
人員計	人 18	人 17	人 11	人 6
平均 給料月額	円 330,444	円 450,794	円 525,227	円 555,250
人員総計	人 52	平均 給料月額	円 436,933	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1								
2								
3								
4				4				
5		8						
6				2				
7		1		5				
8								
9		1		1				
10								
11				10				
12								1
13		1		1				
14								
15				3				
16				1	1			
17		6		1	7			
18								
19				7	1			
20					2			
21		1		3	6			
22				3	3			
23				10	2			
24		1			2			
25		1			8			
26					6			
27					2			
28		1			3		5	
29				2	3			
30					5			
31					4	1		
32		1			4			
33					1			
34				1	3		1	
35		1		1	5			
36					3			
37		2			6			
38		1			2			
39					2			
40		1			6	2	1	
41		1			3			
42					2	1		
43					4			
44					2	1	4	
45					4	1		
46						2		
47						1	1	
48						2	1	
49						1	2	
50						1		
51						2	1	
52						3	3	
53						2		
54						1		
55						2		
56						3	3	
57		1				2	4	
58						2		
59						1	1	
60						2	2	

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
61					1			
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 0	人 29	人 55	人 124	人 75	人 48	人 6	人 1
平均 給料月額	円 0	円 223,417	円 251,092	円 304,039	円 383,107	円 409,944	円 434,114	円 471,898
人員総計	人 338	平均 給料月額	円 323,896					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			8				
4							
5		1					
6			1				
7			6				
8							
9			3				
10							
11			3				
12			1				
13		1	2	1			
14							
15		8	2				
16							
17			2				
18			1				
19		10					
20		1					
21		1	4				
22		1					
23		1	1				
24							
25			6				
26							
27		2	1				
28							
29			2		1		
30					1		
31			2				
32			1		1		
33			1				
34		1	2				
35			8	3			
36				1			
37			1	1			
38							
39			2	4			
40			1	1			
41			2	4			
42			2	2			
43			3	2			
44				3		5	
45			1	1		5	
46			2			2	
47		1		3		1	
48			1			1	
49							
50				1	1	1	
51				2			
52						1	
53				2			
54				1			
55			2				
56							
57				1	1		
58					1		
59				2			
60							

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
61							
62			1	1	1		
63			2				
64				1			
65					3		
66				1			
67							
68							
69			1	2			
70			1	1			
71			1				
72							
73		1		1	1		
74				1	1		
75					1		
76				2			
77		1		1	1		
78			1	2	1		
79			2	1			
80							
81					1		
82			1		1		
83					2		
84							
85							
86							
87			1			3	
88				1			
89		1			3		
90					3		
91					1		
92				2	1		
93				1	27		
94			1				
95			1				
96							
97				1			
98							
99							
100				1			
101							
102				1			
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 31	人 87	人 56	人 57	人 16	人 0
平均 給料月額	円 0	円 238,298	円 283,617	円 337,500	円 392,099	円 419,094	円 0
人員総計	人 247	平均 給料月額	円 323,956				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57	4	68	1	7	
2						58	1	64	3	1	
3						59		199	1	4	
4						60	2	31	1	6	
5		149				61	3	63	3	3	
6						62	1	59		3	
7		3				63	1	185	4	3	
8		6				64	1	37	1	6	
9	1	175				65	1	61		3	
10		2				66	4	56	1	6	
11		7				67	2	150	1	3	
12		8				68	1	60	1	9	
13		156				69		46		7	
14		3				70	1	64	1	7	
15		20				71	1	104	2	11	
16		17				72	2	69	1	5	
17		83				73	1	58	1	7	
18		10				74		57	1	4	
19		100				75	7	94	4	8	
20		25				76	1	74	3	3	
21		96				77	2	47	4	6	
22		13				78		57	1	3	
23		156				79	4	69	2	4	
24		16				80	1	74	3	7	
25	1	93				81	5	48	2	4	
26		21				82	1	36	4	5	
27		179				83	6	65	1	5	
28	1	20				84	1	61	2	5	
29	1	75				85	6	43	1	10	
30		35				86	4	32	1	7	
31		231		1		87	3	53	1	5	
32		26				88	2	36	2	3	
33	1	72				89	2	57	2	6	
34		34				90	1	51	1	5	
35	1	242				91	2	53		4	
36		28		3		92	3	34		1	
37	2	73		2		93	3	47	1	4	
38		45				94		44	1	4	
39	1	206				95		54	2	5	
40		46		3		96	1	30	2	2	
41		69		1		97	2	32	1	2	
42	1	60				98	3	44	1	1	
43	1	209	2	1		99	2	49	2		
44	1	22		3		100	4	61			
45	1	41		1		101	5	67			
46	1	28	2	1		102	1	41			
47		73	3	2		103	4	45			
48	1	39	1	1		104	2	47	1		
49		49	3	3		105	2	47			
50	1	59	3	1		106	1	41			
51	4	184	4	2		107	6	38			
52	3	43	2	4		108	1	56			
53	1	71	1	2		109	4	57			
54	4	66		1		110		35			
55	1	200	3	3		111		32			
56		39	1	4		112	1	46			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
113	人 4	人 41	人	人	人
114	2	43			
115	1	20			
116	5	36			
117	5	37			
118	4	37			
119	2	39			
120	2	34			
121	4	47			
122	2	34			
123		23			
124	1	34			
125	5	45			
126		39			
127	1	47			
128	3	30			
129		48			
130		35			
131	1	47			
132	1	50			
133	1	53			
134	1	64			
135		86			
136	1	100			
137		95			
138	1	135			
139		210			
140	2	192			
141		140			
142		198			
143	1	74			
144		69			
145		41			
146		16			
147		9			
148		6			
149	1	20			
150	1				
151	1				
152					
153	1				
人員計	人 202	人 9,325	人 95	人 243	人 153
平均 給料月額	円 295,226	円 345,944	円 404,548	円 449,884	円 481,572
人員総計	人 10,018	平均 給料月額 円 350,069			

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人	57	人	人	人	人	人
2						58		61	12	9	
3						59		58	13	16	
4						60		135	9	14	
5						61		72	11	18	
6						62		139	10	14	
7						63		135	7	20	
8			1			64		540	9	11	
9						65		66	5	10	
10						66		119	8	13	
11					1	67		136	14	17	
12		6				68		541	9	24	
13						69		94	8	29	
14						70		152	10	19	
15						71		147	11	13	
16						72		533	3	25	
17						73		79	7	27	
18						74		157	9	26	
19						75		145	7	23	
20						76		439	9	29	
21						77		121	15	26	
22			512			78		134	8	27	
23			2			79		141	10	21	
24			18			80		273	4	26	
25			28			81		166	8	26	
26			602			82		124	9	37	
27			6			83		159	10	30	
28			37			84		215	10	25	
29			31			85		219	8	21	
30			266	1		86		102	7	27	
31			11			87		133	5	31	
32			402	1		88		182	6	14	
33			33			89		196	7	20	
34			205			90		110	5	30	
35			15			91		113	4	17	
36			512			92		128	3	23	
37			44	1		93		138	4	15	
38			201	2		94		149	1	24	
39			36	4		95		89	4	21	
40			531	12		96		107	5	12	
41			50	4		97		118	5	22	
42			167	5	1	98		109	1	23	
43			56	7	1	99		90	1	19	
44			678	17	12	100		116	2	19	
45			59	3	1	101		98		16	
46			151	7	1	102		94	1	18	
47			76	8	2	103		91		12	
48			631	18	3	104		137	1	14	
49			57	20	6	105		87	1	12	
50			123	8	6	106		79		12	
51			119	11	5	107		86		5	
52			623	14	3	108		106	1	9	
53			60	11	8	109		80		5	
54			111	12	4	110		70		6	
55			7	5	5	111		63		1	
56			594	15	5	112		103	1	2	
			50	22	11			80		2	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
113	人	128	人	人	人
114		78			
115		85			
116		105			
117		112			
118		72			
119		77			
120		81			
121		79			
122		52			
123		69			
124		54			
125		71			
126		59			
127		72			
128		49			
129		68			
130		52			
131		46			
132		61			
133		61			
134		47			
135		42			
136		53			
137		60			
138		51			
139		62			
140		52			
141		45			
142		55			
143		75			
144		86			
145		89			
146		106			
147		132			
148		163			
149		173			
150		164			
151		199			
152		176			
153		123			
154		140			
155		55			
156		52			
157		39			
158		11			
159		1			
160					
161		31			
人員計	人 0	人 19,996	人 528	人 1,089	人 988
平均 給料月額	円 0	円 325,934	円 387,776	円 421,627	円 452,336
人員総計	人 22,601	平均 給料月額 円 337,515			

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					1
19					4
20				1	1
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31				2	
32					
33					
34					
35				2	
36					1
37					
38				1	
39					
40				1	
41					
42				3	2
43					
44				1	
45			1		
46				1	
47				1	1
48				3	1
49					
50				1	
51				1	
52				1	
53					
54					
55					1
56				1	
57				2	1
58					
59					
60					1
61	人	人	人	人	人
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					1
78					4
79					1
80					
81					
82					
83					
84					
85					10
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 0	人 1	人 23	人 24
平均 給料月額	円 0	円 0	円 290,188	円 318,301	円 384,598
人員総計	人 48	平均 給料月額 円 350,864			

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
級	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	2			1		
10						
11		11				
12		3				
13	3	13				
14		4		1		
15	1	13	1	2		
16		2	1			
17	14	6	1	2		
18		2				
19	1	2	14	4		
20		5	2	5		
21	10	17	11	3		
22			1	1		
23	5	15	7	4		
24		2	3	7		
25	14	22	3	5		
26		3	1	6		
27		11	23	3		
28	1	1	5	7		
29	14	19	7	3		
30		1	2	7		
31	7	5	20	7		
32	1	5	6	9		
33	15	4	4	3		
34		1	6	3		
35	10	2	21	5		
36			4	3		
37	8		4	4		
38			3	3		
39	15	1	10	7		
40			10	3	1	
41		2	5	12	2	
42	1		3	8		
43			6	2	2	
44			6	5		
45	2		1	5	1	
46			3	2		
47	1	1	1	4	2	
48	1			3		
49				12	2	
50			1	5		
51			1	4	2	1
52					1	12
53	2		1	4		10
54				5		25
55			3	4	2	30
56				3	1	

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
級	人	人	人	人	人	人
57			1	6		
58			1	2	1	
59	2			1	3	
60			1	4		
61	1		1	2	2	
62			1	1		
63	1			1	1	
64			2	2	3	
65				1	3	
66				1	1	
67				6	1	
68					2	
69				1	1	
70					3	
71				2	2	
72	1				4	
73				3	6	
74					1	
75				1	1	
76					1	
77				2	11	
78				4	5	
79				3	4	
80					5	
81				1	4	
82				1	6	
83					1	
84				1	1	
85				4	4	
86				4	2	
87					4	
88				1	6	
89				1	5	
90				2	2	
91					5	
92						
93				9	14	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		人	人	人	人	人	人
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
人員計		人 133	人 173	人 208	人 253	人 131	人 78
平均 給料月額		円 195,580	円 237,248	円 286,980	円 347,658	円 393,007	円 407,965
人員総計		人 976	平均 給料月額	円 305,339			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		20,104 人
扶養親族の種類	配 偶 者	8,958 人
	子	31,245
	うち特定期間にある子	6,870
	父 母 等	834
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		20,406 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)、子は1人につき10,000円、父母等は1人につき6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)である。ただし、行政職給料表9級以上及びこれに相当する職務の級は、子を除き、支給しない。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		13,260 人
	手当月額28,000円未満の受給者	4,159
	手当月額28,000円の受給者	9,101
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,820 円

(注) 現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	知事部局等	部長	副部長	課長	副課長				
県立学校等		校長		教頭		事務部長	事務長		
警察本部		参事官 警察署長	課長 副署長	主席調査官	次席				
受給者	人 33	人 1,270	人 392	人 1,840	人 8	人 63	人 112	人 3,718	円 69,372

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	km 100 未満	km 100 ～ 300	km 300 ～ 500	km 500 ～ 700	km 700 ～ 900	km 900 ～ 1,100	km 1,100 ～ 1,300	km 1,300 ～ 1,500	km 1,500 ～ 2,000	km 2,000 ～ 2,500	km 2,500 以上		
受給者	人 42	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 42	円 30,000

(注) 「100～300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 暫定再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	422		12	217	80	107	5			1	
公安職給料表	62				25	11	26				
研究職給料表	18			16	2						
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	25			6	11		8				
医療職給料表(3)	4			1		3					
教育職給料表(1)	1,107		1,020		63	24					
教育職給料表(2)	1,271		1,212		1	58					
学校栄養職給料表	3				3						
事務職給料表	58		1	57							
給料表計	2,970										
60歳	764										
61歳	685										
62歳	618										
63歳	537										
64歳	366										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	計										
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	105		44	61							
公安職給料表	0										
研究職給料表	3		3								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	3			2	1						
医療職給料表(3)	4			4							
教育職給料表(1)	385		372		13						
教育職給料表(2)	339		339								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	1			1							
給料表計	840										
60歳	112										
61歳	134										
62歳	165										
63歳	182										
64歳	247										

第2 民間の給与等

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和5年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,291事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から474事業所を無作為に抽出し、調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は16,615人であり、うち行政職相当職種が14,765人（初任給関係350人、初任給関係以外14,415人）、その他の職種が1,850人である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は121,049人であり、このうち、行政職相当職種は86,434人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		388	198	135	55
農 業 ， 林 業 、 漁 業		—	—	—	—
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		25	11	8	6
製 造 業		170	68	75	27
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業		76	48	17	11
卸 売 業 ， 小 売 業		30	16	12	2
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		16	11	5	—
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		71	44	18	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が81所あった。
- 2 調査対象事業所474所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた469所に占める調査完了事業所388所の割合（調査完了率）は、82.7%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（次表において同じ。）。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	221,122 円	228,265 円	218,265 円	207,258 円
	短 大 卒	195,029	198,968	189,532	185,000
	高 校 卒	185,011	185,108	185,100	184,620
新 卒 技 術 者	大 学 卒	223,014	226,047	219,989	202,590
	短 大 卒	203,272	202,183	206,308	201,250
	高 校 卒	187,693	188,188	184,667	188,036
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	221,861	227,120	218,735	206,047
	短 大 卒	199,158	200,619	197,485	193,125
	高 校 卒	185,773	186,024	185,047	186,147

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長 工場長	62	54.6	705,954	5,914	700,040	構成員50人以上の支店(社)又は 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	726	53.2	643,074	2,959	640,115	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	250	51.9	603,096	3,629	599,467	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(職能資格等が部長と課長 の間に位置付けられる者)	同 上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課 長	1,680	50.2	574,092	10,308	563,784	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級
	課長代理	664	47.4	531,581	55,612	475,969	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
	係 長	2,001	45.3	479,320	70,617	408,703	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	主 任	1,924	43.0	413,668	60,906	352,762	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)
	係 員	7,108	38.3	354,923	50,294	304,629		

その2 その他の職種

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研 究 部(課)長	24	50.2	609,336	19	609,317	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室(係)長	37	49.4	649,729	26,267	623,462	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	43	55.6	562,913	83,420	479,493	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研 究 員	94	42.1	554,137	92,464	461,673	
研 究 補 助 員	51	32.2	407,948	56,052	351,896	

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	1	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医 科 長	14	52.5	1,691,810	204,011	1,487,799	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	45	43.8	1,071,308	69,593	1,001,715	
	薬 局 長	12	50.4	467,608	45,669	421,939	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	63	36.4	350,040	28,915	321,125	

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、令和5年4月分平均支給月額については、数値の記載を省略した。

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	診療放射線技師	82	37.5	350,686	38,108	312,578	
	臨床検査技師	87	41.3	345,218	28,666	316,552	
	栄養士	43	37.0	299,016	21,302	277,714	
	理学療法士	135	32.3	322,763	30,182	292,581	
	作業療法士	91	34.5	321,398	24,765	296,633	
	総看護師長	10	54.6	607,016	2,181	604,835	部下に看護師長5人以上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
医 療 関 係 職 種	看護師長	144	45.9	458,618	63,862	394,756	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	324	37.0	368,859	53,941	314,918	
	准看護師	86	46.1	332,063	43,596	288,467	

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	26.2	(56.2)	
高 校 卒	12.8	(54.0)	(46.0)	—	87.2	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見えた場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
		係 員	59.4	2.7	—
課 長 級	48.0	7.4	—	44.6	

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		89.4	89.1	36.4	2.3	50.4	0.3	10.6
課長級		79.7	78.7	28.8	2.6	47.3	1.0	20.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.6 %
配偶者に家族手当を支給する		66.2 %
家族手当制度がない		20.4 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,859 円
	配偶者と子1人	18,348 円
	配偶者と子2人	24,505 円

(注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は83.2%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	376,654 円
	上半期 (A ₂)	380,182 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	845,450 円
	上半期 (B ₂)	856,140 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.24 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.25 月分
年 間 の 平 均		4.49 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

第18表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
54.3	45.7	48.6	51.4	48.3	51.7

第19表 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
45.7	(32.0)	(68.0)	54.3

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

令和5年 人事院勧告・報告の概要

令和5年8月7日

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ ボーナス 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ 手当新設 テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼 } の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系

行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案（主な取組事項）

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の
従来イメージを変えるため、採用
時給与水準の改善や、役割・
活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し
貢献にふさわしい処遇とする一方、
全国各地での行政サービス維持の
ため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ（再掲）

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが
多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給（再掲）
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（令和5年4月）

「家計調査」（総務省）等に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和5年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和5年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考1) 1人世帯の算定方法

$$1 \text{ 人世帯の標準生計費 (さいたま市)} = 1 \text{ 人世帯の標準生計費 (全国)} \times \frac{\text{費目別平均支出金額 (さいたま市)}}{\text{費目別平均支出金額 (全国)}}$$

1人世帯の標準生計費(全国)については、令和元年の「全国家計構造調査」(総務省)及び「全国単身世帯収支実態調査」(同省)を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

(参考2) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～令和4年12月の「家計調査」の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

さいたま市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	38,630	38,950	61,340	83,730	106,100
住居関係費	47,000	49,990	45,430	40,860	36,300
被服・履物費	9,010	6,140	9,920	13,710	17,490
雑費 I	26,120	27,180	52,040	76,900	101,760
雑費 II	8,890	10,380	14,430	18,490	22,550
計	129,650	132,640	183,160	233,690	284,200

第5 労働経済指標

第22表 労働経済指標

項目 年度 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)							③ 所定外給与 (調査産業計)		④ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑤ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑥ 消費支出 (名目)								⑦ 消費者物価指数 (総合)		⑧ 国内企業 物価指数		
	埼玉県		全国		埼玉県			全国				埼玉県	全国	埼玉県	全国	埼玉県	全国	二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯				埼玉県	全国	前年度比	前年度比	
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	時間	時間	時間	時間	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円	時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%	
令和3年度	256.2	0.4	298.2	1.7	237.1	△ 0.2	—	274.4	1.1	—	19.1	23.8	133.7	142.5	10.8	11.7	321.3	1.1	280.9	1.7	343.1	△ 6.3	311.2	2.2	△ 0.1	0.1	7.1			
令和4年度	260.1	1.5	304.5	2.1	239.4	1.0	—	279.6	1.9	—	20.6	24.8	135.8	143.5	11.1	12.2	323.4	0.6	293.7	4.5	342.7	△ 0.1	322.8	3.7	3.0	3.2	9.6			
令和4年1月	252.5	1.0	298.9	2.0	232.8	0.4	37.7	274.7	1.8	24.5	19.7	24.2	128.1	136.9	10.7	11.8	344.8	4.8	287.8	7.5	332.5	△ 9.4	314.4	5.6	0.6	0.5	9.2			
2月	252.3	0.4	299.5	2.3	232.8	△ 0.3	37.5	275.2	1.9	24.3	19.6	24.4	129.0	136.6	10.7	11.9	292.7	12.8	257.9	2.2	312.3	9.5	285.3	1.6	0.9	0.9	9.5			
3月	255.2	0.1	304.0	2.2	235.4	△ 0.7	37.5	278.9	1.9	24.2	19.8	25.0	134.4	144.5	11.0	12.6	357.2	8.1	307.3	△ 0.8	413.9	9.7	343.7	△ 0.1	1.1	1.2	9.5			
4月	260.0	0.8	307.9	2.5	239.2	0.1	36.6	281.9	2.2	24.2	20.8	26.0	139.6	149.0	11.8	12.9	364.1	2.6	304.5	1.2	417.9	4.6	344.1	1.6	2.4	2.5	10.2			
5月	256.8	1.2	301.2	2.2	237.3	0.6	36.5	277.2	1.9	24.3	19.5	24.0	131.2	137.6	10.9	11.7	309.0	4.8	287.7	2.4	319.6	12.7	315.0	△ 0.9	2.5	2.5	9.6			
6月	260.2	△ 0.3	304.0	2.3	240.3	△ 0.9	36.5	280.0	2.1	24.6	19.9	24.0	141.7	149.6	11.3	12.1	382.0	37.5	276.9	6.4	341.6	21.3	300.5	6.9	2.1	2.4	9.8			
7月	261.6	2.2	303.7	2.0	241.0	1.8	36.9	279.1	1.9	24.6	20.6	24.6	139.0	147.0	11.2	12.1	341.7	15.6	285.3	6.6	374.7	9.9	317.6	4.9	2.4	2.6	9.5			
8月	256.0	0.5	301.9	2.3	235.8	△ 0.1	37.0	277.7	2.2	24.7	20.2	24.2	130.0	139.1	10.0	11.3	311.7	3.3	290.0	8.8	325.0	8.6	322.4	9.6	2.9	3.0	9.8			
9月	258.4	0.9	304.0	2.6	238.7	0.4	37.2	279.7	2.2	24.6	19.7	24.3	136.1	144.0	11.1	12.2	301.1	△ 3.1	281.0	5.9	340.0	△ 2.1	314.0	6.2	2.9	3.0	10.4			
10月	261.4	2.0	305.3	2.3	240.2	1.2	36.3	279.9	1.8	24.8	21.2	25.4	137.4	144.5	11.5	12.6	289.7	△ 18.6	298.0	5.7	311.2	△ 22.9	328.7	5.1	3.5	3.7	9.7			
11月	259.8	0.6	305.7	2.6	238.8	0.0	36.7	280.0	2.2	24.7	21.0	25.7	138.4	146.0	11.5	12.6	266.4	△ 13.9	285.9	3.2	282.9	△ 10.5	308.1	1.3	3.4	3.8	10.0			
12月	260.4	△ 0.3	305.9	2.5	238.7	△ 0.8	37.0	280.1	2.3	24.8	21.7	25.8	136.7	144.2	11.8	12.6	337.1	△ 6.5	328.1	3.4	341.8	△ 11.6	353.8	2.8	3.7	4.0	10.6			
令和5年1月	259.3	2.8	303.9	1.7	238.9	2.6	35.8	279.5	1.7	24.5	20.4	24.4	128.2	135.7	10.5	11.8	284.0	△ 17.6	301.6	4.8	287.9	△ 13.4	331.1	5.3	3.9	4.3	9.5			
2月	263.5	4.4	303.5	1.4	242.2	4.0	35.1	279.1	1.5	24.7	21.3	24.5	133.9	139.7	10.6	12.0	333.6	14.0	272.2	5.6	378.2	21.1	298.7	4.7	3.2	3.3	8.3			
3月	263.3	3.2	306.8	1.0	242.1	2.8	35.9	281.6	1.0	24.7	21.3	25.2	137.0	145.8	11.0	12.5	360.3	0.9	312.8	1.8	390.9	△ 5.5	340.0	△ 1.1	3.3	3.2	7.4			
4月	269.7	3.7	310.9	1.0	247.6	3.6	34.8	285.1	1.2	24.3	22.1	25.7	140.3	148.3	11.3	12.6	340.7	△ 6.4	303.1	△ 0.5	354.9	△ 15.1	334.2	△ 2.9	3.2	3.5	5.8			

資料出所: ①～⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」 ⑥総務省「家計調査」 ⑦県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」 ⑧日本銀行「企業物価指数」

(注) 1 ①、②、⑦、⑧は令和2年平均=100とした指数を基礎としている。
2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。